

令和3年度 第1回 人間中心のAI社会原則会議 議事要旨

1. 日 時 令和3年5月12日(水) 9:30-11:30

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 12階 1214 特別会議室

3. 出席者※敬称略

議長 須藤 修	中央大学国際情報学部 教授 東京大学大学院 特任教授
副議長北野 宏明	一般社団法人日本経済団体連合会未来産業・技術委員会 AI活用原則TF 主査 株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 代表取締役社長
安宅 和人	慶應義塾大学 環境情報学部 教授 ヤフー株式会社 CSO
岩本 敏男	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 相談役
江間 有沙	東京大学未来ビジョン研究センター 特任講師
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部 教授
金井 良太	株式会社アラヤ 代表取締役 CEO
木俣 豊	情報通信研究機構知能科学融合研究開発推進センター 研究開発推進 センター長
國吉 康夫	東京大学大学院情報理工学系研究科 教授 次世代知能科学研究センター センター長
近藤 則子	老テク研究会 事務局長
関口 智嗣	産業技術総合研究所 理事
武田 晴夫	株式会社日立製作所 技師長
中川 裕志	理化学研究所革新知能統合研究センター チームリーダー
永沼 美保	日本電気株式会社デジタルトラスト推進本部 上席主幹
新居日南恵	株式会社 manma 代表取締役社長
羽鳥 裕	公益社団法人日本医師会 常任理事
原田 達也	東京大学先端科学技術研究センター 教授
樋口 知之	中央大学 AI・データサイエンスセンター 所長 ビジネスデータサイエンス学科 教授
平野 晋	中央大学国際情報学部 学部長・教授
福岡真之介	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
福田 剛志	日本アイ・ビー・エム株式会社 理事 東京基礎研究所 所長
松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科 教授 日本ディープラーニング協会 理事長
山川 宏	全脳アーキテクチャ・イニシアティブ 代表

4. 議題

- (1) 最新の AI に関する動向等について
 - ① EU における包括的 AI の規制提案について
 - ② 「AI 社会実装アーキテクチャ検討会」における検討状況について
 - ③ 国の行政機関における AI の導入状況等について
- (2) 意見交換
- (3) その他

5. 資料

- 資料 1 Artificial Intelligence Act Proposed by EU Commission
A Tentative Summary (without proof-reading) (平野構成員提出資料)
- 資料 2 我が国の AI ガバナンスの在り方 (経産省提出資料)
- 資料 3 国の行政機関における AI の導入状況等について
- 参考資料 1 人間中心の AI 社会原則会議 (令和 2 年度第 1 回) 議事要旨
- 参考資料 2 「我が国の AI ガバナンスの在り方 ver.1.0」
(AI 社会実装アーキテクチャ検討会 中間報告書)

6. 議事要旨

- (1) 最新の AI に関する動向等について、以下の 3 点について説明が行われた。
 - ① EU における包括的 AI の規制提案について平野構成員より発表
 - ② 「AI 社会実装アーキテクチャ検討会」について経済産業省より検討状況の説明
 - ③ 「国の行政機関における AI の導入状況等」について内閣府にて実施した調査の説明

(2) 意見交換

各発表を踏まえて、人間中心の AI 社会原則会議で議論すべき論点、議論を行う上で留意すべきことやこれから我が国が取り組んでいくべき事項等について、全体での意見交換が行われた。

【以下は各発表の概要とその中での意見・質疑】

(1) 最新の AI に関する動向等について

- ① EU における包括的 AI の規制提案について

【概要】

- 今回の規制案 (以下「AI 規則提案」という) は公法・行政規制的なもの。プロバイダーが EU 域内におらずとも、AI システムによる結果が EU 域内に影響を及ぼす場合には適用対象となる (AI 規則提案第 2 条)。欧州でビジネスを行う際には、代理人を置くもしくは直接法人や子会社を設置するなどして対応しなければならない (AI 規則提案第 25 条)。
- 今回の規制案は、リスクの大きさ・重要度に応じて AI を ①禁止される AI、②ハイリスク AI システム、③一定のリスクを持つ AI システム、④行動規範を自主的に採用する AI の 4 つに分類

し、分類に応じた措置で対応する形式。ハイリスク AI システムには、いわゆる箸の上げ下ろしにまでも指図をするようなイメージの規制が入る。

- プロバイダー、ディストリビューター、ユーザーの義務にも細かな項目があり、適合性の評価や証明書の発行なども必要になる想定で、データベースを作り危険な AI については登録を必要とする。また、市場投入後もモニタリングの義務があり、適切な期間ログを残さなければならない。

【意見・質疑】

- 本規制案については、中央大学 ELSI センターや AI・データサイエンスセンターと連携し、コミュニティを組成する等して企業の方々、学識経験者と議論したい。
- AI 製品は様々なコンポーネントが組み合わされており、サプライチェーンが非常に長くなる傾向にあるが、トラブル時の原因や責任所在の確認に関しては、官からの要求に応じてディストリビューター、インポーター等が協力することが義務づけられている。プロバイダーが海外にいる場合においても EU 域内のディストリビューター等がこの義務を果たさねばならない。
- スライド 34 枚目の「Privacy」という表題の図の左端縦書きの「users」は誤字であり、正しくは「operators」の文言に修正願いたい。なお「users」の定義は、自然人のみならず法人を含み、業務用以外の個人的又は非職業的利用者は除外するとされた上で（AI 規則提案第 3 条(4)号）、そのような users には指示書に従った使用の義務やシステム機能監視の義務等が課されている（AI 規則提案第 29 条）。
- 本 AI 規則提案は、これからロビー活動が展開され、修正を重ねてフィックスされることになるだろう。その過程で各国政府から異議を申し立てる機会があると思われる。ここで日本政府としてどのような意見を出すかは極めて重要であり、今後深い議論を行う必要がある。

② 「AI 社会実装アーキテクチャ検討会」における検討状況について

【概要】

- AI 原則に関する議論では、日本の人間中心の AI 社会原則や、欧州の倫理ガイドライン等を経て複数国が合意した OECD AI 勧告と G20 AI 原則でコンセンサスが形成され、検討テーマは AI 原則を社会で実現するためのガバナンスに移行。
- リスクベースアプローチは、国際的に広く共有されたガバナンスのあり方であり、リスクが高ければ高いほど強い規制を導入すべきという考えである。一方、このリスク評価や分類についての考え方については意見が分かれている。
- AI ガバナンスの構造は、ゴールとして設定すべきものとして AI 原則やハイレベルのガイダンスがあり、これをどう実現するかという視点で横断的で中間的なルールと個別分野等にフォーカスしたルールがあると整理される。中間報告書では横断的な部分にフォーカスした。
- 社会のスピードに法の形成が追いつけない問題の克服には、ルールベースではなく、最終的に何を目指すべきかというゴールベースの規制を採用することが有効。ただし、規制とオペレーションとの間に生じるギャップを埋める非拘束的かつ中間的なガイドラインの策定が重要。
- 中間報告書作成後、ゴールベースのガバナンスを支援するため「アジャイル・ガバナンス」の枠組みを採用して、AI ガバナンス・ガイドライン案を作成中。この構成は、行動目標、実践例、乖離評価例の 3 層構造としている。

【意見・質疑】

- 報告書は企業等が AI を使用する際のガバナンスに関してアジャイル・ガバナンスを適用する立場で書かれているが、この運用の段階で、実際 AI を使って賢くモニタリングするということがあり得る。

③ 国の行政機関における AI の導入状況等について

【概要】

- 行政機関（対象:42 機関）における AI 導入状況を調査し、17 機関から導入あるいは導入予定である旨回答。総務省実施の地方公共団体に対する調査で得られた、都道府県あるいは政令指定都市における AI の導入割合は約 9 割という結果に対し導入が進んでいない結果であった。1 機関で 12 件導入する機関がある一方、全く導入実績のない機関もあるなど機関による差も大きい。
- 行政事務業務での利用状況について、内部事務、業務効率化を目的としたケースが多く、外部インターフェースを持つと回答した 4 機関はいずれもチャットボットであった。地方公共団体の導入では、保育所の入所マッチングや乗り合いタクシーの経路最適化、次年度予算の最適数値推定等の高度な事例も報告されており、地方公共団体の方が進んだ利用が行われている。
- 我が国行政機関は、より一層の AI の導入が必要。公平性あるいは手続の透明性を確保しつつ、業務の効率化あるいは質の向上を考えて、取り組みを進めていくべきである。

(2) 意見交換

各発表を踏まえて、人間中心の AI 社会原則会議で議論すべき論点、議論を行う上で留意すべきことやこれから我が国が取り組んでいくべき事項等について、全体での意見交換が行われた。

(以下は意見交換の要約)

- 欧州の規制案の中に AI システム間のインタラクションに関する言及はないが、これに関して例えば自動運転技術を対象とするのであれば、道路交通法や運輸法など行法的な視点から知見を採用し議論をすることが必要。AI 同士が競合して独占禁止法上の問題を引き起こす問題については欧州でも議論されており、我が国でも公正取引委員会で議論が開始され、日銀等が報告書を出している。これらも一つの行法上での情報として参考になる。
- バイデン大統領は官民の連携で強く動き出す可能性が高く、規制についてもプライバシー等を重視する傾向にある。本会議においては、医療 AI の発展に伴う医療倫理の考え方等に関して、アメリカ、欧州、中国等の動向について議論する。
- データに関しては、データ戦略があり、重要 3 分野として介護・医療データ、教育データ、防災に関するデータが採りあげられている。これらは非常に重要で、戦略に則ってデジタル庁と各担当省庁で整備を行っていくことになっている。
- 総務省と AMED で内視鏡を使った遠隔医療のプロジェクトなどが現在動いている。これらについて総務省、あるいは AMED に発表してほしい。
- 内閣府ではデジタル防災を検討しているが、AI は自然災害をはじめとする最大級のトラブルを予測できない可能性が高く、どうやって事前回避を行っていくか、このガバナンスが重要。
- AI 上のトラブルにおいては、トラブルの所在がどこにあるかを把握できなければ連鎖的な Systematic Failure が起きかねない。複合的であるほどそれを早期に把握する必要がある。また、

社会システムはダウンしないようにすることが重要で、デジタルバックアップ用の仕組み等はガバナンス上の鍵となる。また、課題解決において複合的な連携をしなければいけないケース（国と自治体と民間の連携）があるが、社会システムがダウンしているような場合に、どのように連携を行うかの視点をガバナンス上は持った方がよい。

- 「有事のときの AI 倫理」は今議論している AI 倫理と同じでいいのか、違うとしたらどこまでそれを許すのかを考える必要がある。有事には平時では許されない個人情報の利用が必要となるケースもある。この場合に、個人情報の扱い等をどこまで緩和するのか検討が必要である。
- AI のガバナンスを考える上で、データのガバナンスをどうするのか、特にデータ流通の国際ルールをどうするのかは大変重要である。DFFT(Data Free Flow with Trust)についてはまだ本会で議論しておらず、TPP や世界経済フォーラムなどの内容を中心とした報告をもとに議論を行う。
- 欧州の規制案は誘導的な技術は禁止するものになっており、アメリカのナッジ研究で AI が使われているものは規制の対象となる。ナッジに関しては、“悪いナッジ” という論文もあり、悪用できる点が懸念されていると思われ、今行われているマーケティングの在り方が根本的に変わる可能性もある。最近ニューロサイエンスの分野の類似研究で、人間の好みまで操作できるというような話もあり、今後より詳細な議論を行わなければならない。
- 医療と介護、ケアの連携、在宅の連携は極めて重要である。内閣府で数年前組織された大規模災害時の在宅医療・介護の救済には DMAT が入ることになっているが、在宅ケアまでフォローできていない。今後デジタル庁とそれに関係する部局が連携して動くことになっており、在宅の医療・介護の方々の緊急事態発生時に対する救援活動の在り方などは本格的に議論しなければならない。
- アジャイル・ガバナンスに関し、AI を使ったガバナンスと、AI システム自身のガバナンスの 2 つの話があった。システムが複雑で予測不可能なものになり得る場合に、リアルタイムにシステムを規制するならばオブザーバビリティの担保が重要な課題となる。
- 政府において AI をどう活用するのか、どのように向き合っていくのかが非常に大きな論点であることが共有されてきた。これは有事、平時の問題も含めて、次回以降もヒアリングを続けながらこの委員会としてどんなアウトプットを出していくかについて議長と関係省庁と議論を進める。

(2) その他

事務局から次回の予定について説明があった。

以上